

令和3年11月30日

令和3年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

令和3年11月30日会議提出議案一覧表

議案第27号	令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第10号）	・・・別冊
議案第28号	令和3年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	・・・別冊
議案第29号	令和3年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	・・・別冊
議案第30号	令和3年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第2号）	・・・別冊
議案第31号	令和3年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	・・・別冊
議案第32号	令和3年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	・・・別冊
議案第33号	令和3年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）	・・・別冊
議案第34号	鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について	・・・1
議案第35号	鳥羽市国民健康保険条例等の一部改正について	・・・4
議案第36号	鳥羽市企業誘致促進条例の一部改正について	・・・6
議案第37号	鳥羽市学校設置条例の一部改正について	・・・8
議案第38号	鳥羽市定期航路運航条例の一部改正について	・・・10
議案第39号	指定管理者の指定について（鳥羽マリンターミナル）	・・・14
議案第40号	指定管理者の指定について（鳥羽市民体育館外6施設）	・・・15

議案第34号

鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について

鳥羽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日 提出

令和3年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置の追加等所要の改正をいたく、本提案とするものである。

鳥羽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鳥羽市国民健康保険税条例（昭和35年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条各号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,080円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,800円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,880円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,600円

（2） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 975円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,625円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,250円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1

項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第4項中「第23条」を「第23条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第5項、第6項、第8項及び第10項から第16項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鳥羽市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 35 号

鳥羽市国民健康保険条例等の一部改正について

鳥羽市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提 出

令和 3 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う出産育児一時金等の支給額の改定及び新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する特例の適用期間を再度延長したく、本提案とするものである。

鳥羽市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(鳥羽市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 鳥羽市国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改め、同項ただし書中「16,000円」を「12,000円」に改める。

(鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和3年12月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鳥羽市国民健康保険条例第6条の規定は、令和4年1月1日から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

議案第36号

鳥羽市企業誘致促進条例の一部改正について

鳥羽市企業誘致促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日 提出

令和3年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

本市における産業振興及び雇用促進を進展させるため、奨励措置の対象となる事業及び奨励金の額について所要の改正をいたし、本提案とするものである。

鳥羽市企業誘致促進条例の一部を改正する条例

鳥羽市企業誘致促進条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 工場等 次に掲げるいずれかの事業の用に供する施設をいう。

ア 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）の大分類において製造業に属する事業

イ 日本標準産業分類の中分類において学術・開発研究機関に属する事業

ウ その他市長が本市における地域内経済循環の効果が高いと認める事業

第2条第2号、第3号及び第5号中「工場」を「工場等」に改める。

第3条第1項中「第4条」を「次条」に、「工場」を「工場等」に改め、同条第2項中「工場」を「工場等」に、「次の各号に掲げる割合を乗じて得た額」を「相当する額」に改め、同項各号を削る。

第4条第1項中「工場」を「工場等」に、「1億円」を「5,000万円」に改める。

第6条第1項第3号及び第7条中「工場」を「工場等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

鳥羽市学校設置条例の一部改正について

鳥羽市学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提 出

令和 3 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

市立中学校の統合に伴い、鳥羽市立長岡中学校を廃止したく、本提案とするものである。

鳥羽市学校設置条例の一部を改正する条例

鳥羽市学校設置条例（昭和39年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表中「

鳥羽市立長岡中学校	鳥羽市相差町1910番地
-----------	--------------

」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 38 号

鳥羽市定期航路運航条例の一部改正について

鳥羽市定期航路運航条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提 出

令和 3 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

荷物運賃の料金徴収及び取扱事務の適正化を図るため、運航区間に関する規定の整理及び特殊手荷物の区分について所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市定期航路運航条例の一部を改正する条例

鳥羽市定期航路運航条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）荷物運賃

1 手荷物

区分	手荷物		
	受託手荷物	特殊手荷物	
		自転車	原動機付自転車
航路（鳥羽～）			
	円	円	円
坂手	100		
桃取・菅島	130	140	290
答志・神島	150		

備考

- この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいい、「自転車」とは、同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 離島間を運航する航路については、坂手～菅島間は「坂手」の、神島～答志間及び神島～菅島間は「桃取・菅島」の、答志～神島（経由）～菅島間及び坂手～鳥羽（経由）～答志間は「答志・神島」の航路に係る運賃をそれぞれ適用する。

2 小荷物及び貨物

容積	航路（鳥羽～）	重量					
		10 kg	20 kg	30 kg	40 kg	50 kg	60 kg
		まで	まで	まで	まで	まで	まで

200cm まで	坂手	円 100	円 110	円 180	円 230	円 300	円 350
	桃取・菅島	130	180	230	350	440	460
	答志・神島	150	190	250	370	480	490
250cm まで	坂手	110	180	230	300	350	460
	桃取・菅島	180	230	350	440	460	490
	答志・神島	190	240	370	480	490	600
300cm まで	坂手	180	230	300	350	460	490
	桃取・菅島	230	350	440	460	490	600
	答志・神島	240	370	480	490	600	750
350cm まで	坂手	230	300	350	460	490	600
	桃取・菅島	350	440	460	490	600	750
	答志・神島	370	480	490	600	750	890
400cm まで	坂手	300	350	460	490	600	750
	桃取・菅島	440	460	490	600	750	890
	答志・神島	480	490	600	750	890	1,040

備考

- 1 容積区分は、3辺の和とする。
- 2 離島間を運航する航路については、坂手～菅島間は「坂手」の、神島～答志間及び神島～菅島間は「桃取・菅島」の、答志～神島（経由）～

菅島間及び坂手～鳥羽（経由）～答志間は「答志・神島」の航路に係る運賃をそれぞれ適用する。

- 3 運賃表の容積又は重量を超える貨物については、運送可能な場合につき申し受けるものとし、当該貨物の不足分の容積又は重量を加算した運賃とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 39 号

指定管理者の指定について（鳥羽マリンターミナル）

次のとおり地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
鳥羽マリンターミナル	鳥羽市鳥羽一丁目 2383 番地 42 一般財団法人鳥羽市開発公社 副理事長 立花 充	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提 出

令和 3 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。

議案第40号

指定管理者の指定について（鳥羽市民体育館外6施設）

次のとおり地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
鳥羽市民体育館 鳥羽中央公園野球場 鳥羽中央公園庭球場 鳥羽中央公園多目的グラ ウンド 鳥羽中央公園相撲場 鳥羽中央公園水泳プール 鳥羽市武道館	東京都千代田区神田駿河 台三丁目3番地4 三幸株式会社 代表取締役 橋本有史	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

令和3年11月30日 提出

令和3年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。